

# 自治基本条例 意見交換会を開催します

## みなさんのご意見を聞かせてください！

平成19年4月からこれまでに70回を超える会議を重ね、ようやく**自治基本条例第一次素案**ができました。「まちの憲法」ともいわれる自治基本条例の制定まであと一歩です。

そこで、意見交換会を開催し、市民のみなさんの声を聞かせていただき、「まちのルール」としてさらに素晴らしいものにしたいと考えています。みなさんのご協力をお願いいたします。

### ◎交換会日程（各会場とも19時から1時間半程度）

とき	ところ
12月14日(月)	赤崎公民館
12月16日(水)	厚陽公民館
12月21日(月)	埴生公民館
1月13日(水)	保健センター
1月18日(月)	高千帆公民館
1月20日(水)	小野田公民館

最寄りの会場にお越してください。  
多くの方の参加をお待ちしています。

※上記会場以外での開催を希望する10名以上の団体等は、お問い合わせください。  
(受付期間1月15日(金)まで)



ご存知ですか？

### 自治基本条例

**自**治基本条例とは、「市民が主役のまちづくり」を進めるためのみんなのルールです。まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどが取り上げられます。市民のみなさんがまちのことをみんなで考え、まちづくり活動や市政にもっと参加していけるようにするものです。まちづくりに必要な情報を、もっとわかりやすく積極的に提供し、提案や話し合いのできる市民参加の場を広げていきます。

また、この条例で市役所の仕事の仕方も変えていきます。



■問い合わせ先 企画課・自治基本条例をつくる会 (☎ 82-1130)